

# 調 整 器

## (1) 期 限 切 率

		調整器(全体)				自動切替				単 段			
		個数	期限内	期限切	期限切率	個数	期限内	期限切	期限切率	個数	期限内	期限切	期限切率
全 国		5,184	3,943	1,241	23.9%	4,008	3,187	821	20.5%	1,176	756	420	35.7%
1	北 海 道	499	323	176	35.3%	358	271	87	24.3%	141	52	89	63.1%
2	東 北	613	435	178	29.0%	356	251	105	29.5%	257	184	73	28.4%
3	関 東	639	435	204	31.9%	481	350	131	27.2%	158	85	73	46.2%
4	東 海	565	391	174	30.8%	494	352	142	28.7%	71	39	32	45.1%
5	信 越	500	457	43	8.6%	466	433	33	7.1%	34	24	10	29.4%
6	北 陸	359	267	92	25.6%	293	209	84	28.7%	66	58	8	12.1%
7	関 西	439	328	111	25.3%	359	296	63	17.5%	80	32	48	60.0%
8	中 国	521	479	42	8.1%	437	405	32	7.3%	84	74	10	11.9%
9	四 国	488	362	126	25.8%	346	267	79	22.8%	142	95	47	33.1%
10	九 州	561	466	95	16.9%	418	353	65	15.6%	143	113	30	21.0%

(期限とは調整器有効期間7年をいう 詳細は期限管理の根拠参照)

## タグの有無と期限切率

	調査数	タグ有				タグ無				タグ貼付率
		合計	期限内	期限切	期限切率	合計	期限内	期限切	期限切率	
全 国	5,184	3,902	3,354	548	14.0%	1,282	589	693	54.1%	75.3%
1 北 海 道	499	408	309	99	24.3%	91	14	77	84.6%	81.8%
2 東 北	613	408	340	68	16.7%	205	95	110	53.7%	66.6%
3 関 東	639	413	356	57	13.8%	226	79	147	65.0%	64.6%
4 東 海	565	416	351	65	15.6%	149	40	109	73.2%	73.6%
5 信 越	500	476	441	35	7.4%	24	16	8	33.3%	95.2%
6 北 陸	359	260	203	57	21.9%	99	64	35	35.4%	72.4%
7 関 西	439	367	308	59	16.1%	72	20	52	72.2%	83.6%
8 中 国	521	427	406	21	4.9%	94	73	21	22.3%	82.0%
9 四 国	488	351	295	56	16.0%	137	67	70	51.1%	71.9%
10 九 州	561	376	345	31	8.2%	185	121	64	34.6%	67.0%

## メー タ

## (1) 期 限 切 率

		全 体				シール 貼付率	シール有		シール無	
		個数	期限内	期限切	期限切率		個数	期限切率	個数	期限切率
全 国		5,012	4,740	272	5.4%	95.9%	4,807	4.4%	205	28.8%
1	北 海 道	499	496	3	0.6%	97.4%	486	0.6%	13	0.0%
2	東 北	602	555	47	7.8%	96.7%	582	6.9%	20	35.0%
3	関 東	647	598	49	7.6%	97.5%	631	6.0%	16	68.8%
4	東 海	373	365	8	2.1%	95.7%	357	2.0%	16	6.3%
5	信 越	506	475	31	6.1%	99.4%	503	5.8%	3	66.7%
6	北 陸	363	354	9	2.5%	100.0%	363	2.5%	0	0.0%
7	関 西	441	383	58	13.2%	93.2%	411	11.2%	30	40.0%
8	中 国	523	509	14	2.7%	93.9%	491	0.4%	32	37.5%
9	四 国	492	452	40	8.1%	91.7%	451	6.7%	41	24.4%
10	九 州	566	553	13	2.3%	94.0%	532	1.7%	34	11.8%

## 調整器及び高圧・低圧ホースに係る 期限管理の根拠について

### 1. 交換期限の経緯

供給設備周辺におけるLPガス事故を撲滅させるための対策の1つとして供給機器の期限管理が必要であるが、その根拠は以下のとおりである。

昭和63年3月、高圧ガス保安協会は、通産省（現経済産業省）の委託により北海道・千葉・沖縄の3地区から調整器（582個）・高圧ホース（389本）・低圧ホース（244本）の3品目を回収し経年変化調査を実施した。

調査の結果は、調整器については自動切替調整器の閉塞圧力が7年から9年経過すると規格上限値を外れるものが集中発生し、11年から15年を経過すると規格から外れるものが多く発生すると指摘された。高圧ホースは使用年数が7年以上経過したものに亀裂が集中して見られた。屋外用低圧ホースは、5年以上使用しているものに亀裂が発生していた。

これを受けて通産省では平成元年に本省所管販売事業者を対象とした監督指導方針を設定し、この中で供給機器の交換ガイドラインを設け、調整器（7年）・高圧ホース（5年）・低圧ホース（5年）として指導方針を示した。

その後、業界では経年変化調査をふまえてホース内面をライニング加工する技術が開発され、5年から7年に延長することが可能となり、平成5年には前記監督指導方針も修正されるに至った。

さらに平成7年の監督指導方針では「パッケージ交換」という表現が初めて用いられ、交換ガイドライン年数に基づいた機器の一括交換という概念が示された。

特にS型保安ガスメータの製造出荷により有効期間が10年に延長となったことから、流通業界から期限管理の合理化推進のため、調整器、高圧・低圧ホースについても7年から10年に延長するよう強い要望があり、（社）日本LPガス供給機器工業会では、さらに品質向上のための検討を行い、平成7年9月高性能供給機器技術基準を策定し、12月より10年製品の生産をスタートさせた。

こうした背景をふまえて、通産省は平成8年3月公布の改正LPガス法において、S型保安ガスメータと集中監視システム及び機器の期限管理を満たしている販売事業者に対しては、調査点検業務を緩和する措置、いわゆるインセンティブを付与した「認定販売

事業者」制度を発足させるに至った。

「液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示」

(告示第121号平成9年3月13日)

## 2. 基本的な考え方

いずれにしても期限管理の基本的な考え方は、問題が生じてから交換・補修するのではなく、未然に機器の交換を行う等適切な措置を講ずることであり、法定調査点検を完全に実施すべきことは言うまでもないが、機器・配管等設備の期限管理をも確実にを行う必要があり、そのための保安台帳の整備が求められる。

# LPガス設備実態調査票

NO. \_\_\_\_\_

調査日： 月 日

## 1. 調整器 いずれかに 印をつけてください。

調整器の種類は？

( 単段調整器 ・ 自動切替調整器 )

調整器には交換期限表示下げ札(タグ)または期限表示シールが付いていますか？

( 有 ・ 無 )

「有」に をつけた場合、表示されている年数をご記入ください。

・下げ札(タグ)の場合、     年(西暦4ケタ)

・シールの場合、   年(西暦下2ケタ)

「無」に をつけた場合、調整器本体に刻印されている「製造ロットNo」から製造年をご記入ください。(ロットNo.は6ケタで構成されており、上2ケタが製造年です。)

(例) 9 8 0 4 0 1

製造年   西暦 月 ロットNo

## 2. ガスメータ

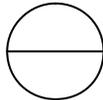
ガスメータに有効期間を表示したシールが貼られていますか？

( 有 ・ 無 )

「有」に をつけた場合、表示されている年数をご記入ください。

有効期間満了の年

「無」に をつけた場合、ガスメータ本体に付いている「付印鉛」(鉛玉)に表示されている数字をご記入ください。

検定満了期間終了の年  上：和暦  
下：月

ご協力ありがとうございました。

都道府県名 \_\_\_\_\_ 都・道・府・県 市町村名 \_\_\_\_\_ 市・町・村

支部名 \_\_\_\_\_ 支部 担当者 \_\_\_\_\_